

事務連絡  
令和2年11月24日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の運用拡大について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の概要については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について」（令和2年11月17日付事務連絡）において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

当該事務連絡の別添資料において、追加配分額の算定基礎となる酒類を提供する飲食店等の店舗数について、上限を各都道府県全体の店舗数の2割としていたところですが、各都道府県が、より一層機動的な対応を図ることができる制度とする観点から、当該上限を撤廃することとしましたのでご連絡します。変更後の「協力要請推進枠」の概要は、別添の通りです。

改正版の制度要綱等の詳細な資料については、近日中に別途通知します。別添に記載の通り、交付金の配分を希望する団体は、要請を行うにあたり新型インフルエンザ等対策特別措置法担当大臣との事前協議が必要となりますので、交付金の配分を希望する団体におかれましては、あらかじめ内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いたします。

#### <関係資料一覧>

別添 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について

#### (照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・波賀野・上坂

直通 03 (5501) 1752

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・尾花・矢部

直通 03 (6257) 3086

## 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について

- 現下の感染状況等を踏まえ、各都道府県において営業時間短縮要請等を検討する動きが出ており、こうした動きを更に後押ししていく。
- 具体的には、これまでは、配分対象となる酒類を提供する飲食店等の店舗数の上限を各都道府県全体の店舗数の2割としていたが、これを見直し、より一層、各都道府県が、機動的な対応を図ることができる制度とする。

### 【変更後の制度概要】

- **追加配分の対象となる要請**  
新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請等であって、特措法担当大臣との協議を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体** 支援対象要請に伴い、協力金等を支給する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**  
知事の行う営業時間短縮要請等の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付。

対象店舗数（A） ※1	×	協力金の額（B） 60万円を上限 ※2	×	80%（C） ※3
----------------	---	---------------------------	---	--------------

- ※1 要請等の対象となる酒類を提供する飲食店等のうち、要請に応じ協力金等の支払い等を行うこととなる店舗数（**2割の上限を撤廃**）
- ※2 1日当たり協力金額（最大2万円）×要請日数（最大30日）
- ※3 国の分担割合

- **適用時期** 令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
- **「協力要請推進枠」の予算額** 500億円  
※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分